

沖勞発基 1125 第 5 号
令和 3 年 11 月 25 日

関係各位

沖繩労働局長
(公印省略)

沖繩県特定（産業別）最低賃金を含む県内最低賃金の周知について
(周知協力依頼)

時下、益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より労働行政の推進について格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、沖繩県地域別最低賃金の改正につきましては、御承知のとおり、令和 3 年 10 月 8 日から時間額 820 円に改正されたところですが、今般、特定の業種に適用される沖繩県特定（産業別）最低賃金も下記のとおり改正され、令和 3 年 11 月 12 日から改定額の効力が発生することとなりました。沖繩労働局では、沖繩県地域別最低賃金の改正と併せて、広く県民に周知を図ることとしております。

つきましては、貴団体等におかれましても、最低賃金制度に御理解いただき、同封させていただきましたリーフレットを、ホームページや広報誌への掲載等により、地域別最低賃金の改正と併せて、特定（産業別）最低賃金改正の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 適用する地域
沖繩県の区域

2 適用する使用者

前号の区域内で下記 4 に掲げる産業は、当該産業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業者又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る特定（産業別）最低賃金額

最低賃金の件名	改正最低賃金額	発効日
新聞業	時間額 853円	令和3年11月12日
自動車（新車）小売業	※ 左記業種については、令和3年度において改正がなく、今年度改正された沖縄県地域別最低賃金額を下回ることとなったため、令和3年10月8日より沖縄県地域別最低賃金 時間額820円が適用されます。	
各種商品小売業		
糖類製造業		
畜産食料品製造業		
清涼飲料・酒類製造業		

5 この最低賃金において算入しない賃金

- (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金
- (3) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- (4) 時間外、休日労働割増賃金等

6 適用除外

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

※ お送りしましたリーフレットは、沖縄労働局ホームページトップの「最低賃金」
バナー内に貼り付けておりますので、ダウンロードして御活用ください。

お問い合わせ先

沖縄労働局 労働基準部 賃金室

担当：梅澤、宜間 TEL098-868-3421

